

●要項の目的

- ・この要項は、本学食物栄養学科、保育学科の令和 5 年度入学者選抜において、入学者受入れの方針に基づき、学力の 3 要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」）を踏まえた多面的・総合的評価による入学者選抜を実施するため、定めるものとする。

●募集人員について

- ・特別奨学生学校推薦型選抜
食物栄養学科 15 名・保育学科 15 名（各学科、A 種 1 名・B 種 4 名・C 種 10 名）
※特別奨学生に選出されなかった者は学校推薦型選抜の受験生として扱い、可否を判定する。
- ・学校推薦型選抜 I 期・II 期
食物栄養学科 35 名・保育学科 35 名
- ・一般選抜 I 期・II 期
食物栄養学科 若干名・保育学科 若干名
- ・総合型選抜
食物栄養学科 若干名・保育学科 若干名
- ・社会人選抜
食物栄養学科 若干名・保育学科 若干名

●入学者選抜方法、評価・選抜基準について

- ・特別奨学生学校推薦型選抜
 1. 学習成績の状況が 3.4 以上である事を確認する。
 2. 調査書・推薦書、志願者本人が記載する入学志願書・活動報告書、大学入学希望理由や学修計画、資格・検定試験などの成績、課外・生徒会・奉仕等の活動や顕彰の記録その他の資料を活用し、多面的・総合的に評価・判定して入学者選抜を行う。
 3. 小論文は、高等学校学習指導要領を踏まえた「言語活動」を通して育成された「思考力・判断力・表現力」を評価・判定し、入学者選抜を行う際の資料とする。
 4. 面接試験は、専門職を目指すために必要な「知識・技能」に関する問いへの回答をその評価に含み、入学者選抜を行う際の資料とする。
 5. 調査書の欠席日数を、入学者選抜を行う際の資料とする。
 6. 適正検査(日本語)、小論文、面接試験結果の総合点を算出し、原則として、受験者の上位 15 名（1 位 A 種・2 位～5 位 B 種・6 位～15 位 C 種）を特別奨学生に選出し、合格とする。特別奨学生に選出されなかった 16 位以下の受験生は、学校推薦型選抜の受験者として扱い、可否を判定する。
- ・学校推薦型選抜 I 期・II 期
 1. 入学後、修学可能な学力があるかを判断するため、原則として学習成績の状況を確認する。
 2. 調査書・推薦書、志願者本人が記載する入学志願書・活動報告書、大学入学希望理由や学修計画、資格・検定試験などの成績、課外・生徒会・奉仕等の活動や顕彰の記録その他の資料を活用し、多面的・総合的に評価・判定して入学者選抜を行う。
 3. 面接試験は、専門職を目指すために必要な「知識・技能」に関する問いへの回答をその評価に含み、入学者選抜を行う際の資料とする。
 4. 調査書の欠席日数を、入学者選抜を行う際の資料とする。
 5. 面接試験結果および上記の選抜資料に基づき、可否判定を行う。

・一般選抜 I 期・II 期

1. 入学後、修学可能な学力があるかを判断するため、原則として学習成績の状況が 2.4 以上である事を確認する。
2. 調査書、志願者本人が記載する入学志願書・活動報告書、大学入学希望理由や学修計画、資格・検定試験などの成績や顕彰の有無、その他の資料を活用し、多面的・総合的に評価・判定して入学者選抜を行う。
3. 小論文は、様々な文献・資料等を読み解き、内容を的確に把握したうえで、批判的・論理的に考えをまとめる形式とし、高等学校学習指導要領を踏まえた「言語活動」を通して育成された「思考力・判断力・表現力」を評価・判定して、入学者選抜を行う際の資料とする。
4. 面接試験は、専門職を目指すために必要な「知識・技能」に関する問いへの回答をその評価に含み、入学者選抜を行う際の資料とする。
5. 調査書の欠席日数を、入学者選抜を行う際の資料とする。
6. 面接試験、小論文の結果および上記の選抜資料に基づき、合否判定を行う。

・総合型選抜

1. 面談者の異なる複数回の面談を行い、その結果を記した総合型選抜判定資料（受験者が自己申告した調査書の学習成績の状況及び欠席日数の情報を含む）ならびに自己アピールカードに基づいて判定を行う。（面談回数は原則 2 回行い、必要に応じて 3 回行い判定する）
2. 調査書、志願者本人が記載する入学志願書・活動報告書、大学入学希望理由や学修計画、資格・検定試験などの成績や顕彰の有無、その他の資料を活用し、多面的・総合的に評価・判定して入学者選抜を行う。
以下のような多様な背景を持つ受験者も募集対象とする。
 - ・高等学校や大学の中退等による再チャレンジを志す者
 - ・学び直しや新しい分野の学修をしたい社会人
 - ・地域に貢献したい意欲を有する者
 - ・科学や芸術などの特定の分野で卓越した能力を磨いてきた者
3. 面談は、専門職を目指すために必要な「知識・技能」に関する問いへの回答をその評価に含み、入学者選抜を行う際の資料とする。
4. 調査書の欠席日数および学習成績の状況を、入学者選抜を行う際の資料とする。
5. 面談等による判定結果及び上記の選抜資料に基づき、合否判定を行う。

・社会人選抜 I 期・II 期

1. 社会人選抜志願者履歴書等を入学者選抜の資料とする。
2. 調査書、志願者本人が記載する入学志願書・活動報告書、大学入学希望理由（学び直しや新しい分野の学修の希望、地域に貢献したい意欲等）や学修計画、資格・検定試験などの成績や顕彰の有無、その他の資料を活用し、多面的・総合的に評価・判定して入学者選抜を行う。
3. 面接試験は、専門職を目指すために必要な「知識・技能」に関する問いへの回答をその評価に含み、入学者選抜を行う際の資料とする。
4. 面接試験と小論文の結果及び上記の選抜資料に基づき、合否判定を行う。

●合否判定について

入学者選抜における多面的・総合的評価、成績評価は函館短期大学アドミッション・オフィスが行い、合否判定は各入学試験とも入試広報委員会、教授会の議を経て決定する。

●入学試験の面接点および総合型選抜面談の評価について

- ・特別奨学生学校推薦型選抜、学校推薦型選抜Ⅰ期・Ⅱ期、一般選抜Ⅰ期・Ⅱ期、社会人選抜の面接試験は、面接試験要領に従い実施し、5段階で評価する。なお、評価については、函館短期大学 面接・面談評定評価基準表（基準資料）に基づき、個別評定評価表を作成し、公平性・公正性を確保する。

・総合型選抜

原則として、2回の面談を行い、各回、面談者が4段階で評価し、総合型選抜判定資料を作成する。

原則として、評価が基準に達しない場合は3回目の面談を行う。判定結果に基づき、函館短期大学アドミッション・オフィスが多面的・総合的評価を行い、入試広報委員会の議を経て教授会により総合型選抜入学内定か否かを決定する。内定後に提出される調査書等の書類に基づき、函館短期大学アドミッション・オフィスが合否判定を行い、入試広報委員会の議を経て教授会により合否を決定する。

●その他

健康状況の把握及び障害のある者への合理的配慮については、文部科学省の「令和5年度大学入学者選抜実施要項について（通知）」の第13 その他注意事項1を厳守し、実施する。

●新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験期日の配慮について

- ・特別奨学生学校推薦型選抜において、追試験日を2週間後の11月26日に設定する。
- ・学校推薦型選抜Ⅰ期において、追加の受験料を徴収せずに学校推薦型選抜Ⅱ期への受験の振替を認める。
- ・学校推薦型選抜Ⅱ期において、追加の受験料を徴収せずに総合型選抜への受験の振替を認める。
- ・一般選抜Ⅰ期において、追加の受験料を徴収せずに一般選抜Ⅱ期への受験の振替を認める。
- ・一般選抜Ⅱ期において、追加の受験料を徴収せずに総合型選抜への受験の振替を認める。
- ・社会人選抜Ⅰ期において、追加の受験料を徴収せずに社会人選抜Ⅱ期への受験の振替を認める。
- ・社会人選抜Ⅱ期において、追加の受験料を徴収せずに総合型選抜への受験の振替を認める。

●不正行為について

不正行為が行われた場合は、受験資格を失い、退場して頂きます。

- ・試験時間中にカンニングペーパーや参考書、他の受験者の答案を見るなどのカンニングは不正行為とみなす。
- ・「解答はじめ」の指示の前に回答を始めた場合、不正行為とみなす。
- ・試験時間中、机上に許可されたもの（受験票、筆記用具、時計、眼鏡など）以外のものを置いていた場合、不正行為とみなすことがある。
- ・試験時間中、携帯電話などの電子機器は電源を必ず切り、鞆の中にしまっておくこと。身に付けていたり、着信音、アラーム、振動音をならした場合、不正行為とみなすことがある。
- ・試験場において、他の受験者の迷惑となる行為をしたり、試験監督者の指示に従わない場合、不正行為とみなすことがある。

●ICT の活用について

総合型選抜及び学校推薦型選抜においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、ICT を活用したオンラインによる個別面接を取り入れた選抜を行う。

また、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設やその他外国の学校の生徒については、水際対策の影響により、容易に帰国できないことから、同様の選抜を行う。

ICT の活用にあたっては、入学志願者による利用環境の差異や技術的な不具合の発生等によって、特定の入学志願者が不利益を被ることのないよう、次のような配慮を行う。

1. 通信環境の不具合が生じ、試験続行が困難になった場合、当日の時間を繰り下げ、又は予備日を設けて選抜を行う。
2. 入学志願者が通信環境を整えることができない場合、大学でのオンライン受験も可能とする。
3. 入試広報課が連絡窓口となり、不測の事態に個別に対応できるようにする。
4. ICT を活用して選抜を行う場合においても、障害等のある入学志願者に必要な合理的な配慮を行う。

また、受験者の不正行為を防止するため、以下の行為 について遵守してください。

1. 受験する環境（部屋）に、受験者本人以外は同席しないこと（準備時間を除く）。
2. 試験中、面接員が指示する以外のパソコン操作は行わないこと。
3. 試験に利用する筆記用具以外のもの（書籍、メモ等）を手元や卓上に置かないこと。
4. 録画及びメモ等の試験内容を記録に残す行為を行わないこと（SNS 等での発信を含む）。
5. 他者によるなりすまし受験やカンニング行為等、公平性を欠く行為を行わないこと。

試験当日又は後日に、違反する事案が判明した場合、試験の中止又は合格を取り消すことがあります。

以上